

## 「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」に基づく施策のフォローアップについて

令和4年12月22日

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(1) グローバル・ヘルス・ガバナンスの新たな枠組みの構築への主導的貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先般の西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大の際の国際機関等の対応を踏まえ、本年G7議長国として、国連ハイレベルパネルの報告書等も踏まえ、感染症対策のためのグローバル・ヘルス・ガバナンスの在り方、特に、今後の感染症危機対応に係る国際機関の役割分担や対処の仕組みに関する基本的な考え方について、一定の結論が得られるよう、国際的な議論を主導するとともに、また、公衆衛生危機への対応と準備に関するWHO内の指揮系統能力の強化等を行うWHO改革を支援する。</li> <li>○ その際には、感染症の拡大規模や発生国の対応の能力の程度に応じた国際機関の役割分担、人材・物資・資金を迅速・効果的に支援が必要な現場に届けるための国際機関、ドナー・開発途上国、NGO等のコーディネート（R&amp;D）の促進体制、保健システムの強化に向けた開発途上国の支援方策等について方針を取りまとめるべく検討・調整を進める。</li> <li>○ また、こうした基本的な考え方にに基づき、国際的な対応が十全に機能する具体的な体制が整備されるよう、G7後も引き続き、積極的な貢献を果たしていく。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、世界的な感染症対策に係る対応の枠組み及び体制整備について、国際機関等への拠出を通じた支援に加え、米国主導「グローバル行動計画」では柱①ワクチン接種の促進のリード国の一つとして、包括的なワクチン関連支援を展開するとともに、現場レベルでのステークホルダー間の連携を促進し、また、柱⑥将来のパンデミックにより良く予防し、備え、対応するためのグローバルヘルス・アーキテクチャーの強化に向けた議論にも参画するなど、国際的な取組を主導しつつ積極的に貢献した。【外務省】</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症への対応に関するWHO検証・改革として、パンデミックへの備えと対応に関する独立パネル（IPPPR）、IHR検証委員会、独立監視諮問委員会（IOAC）によって検証が行われ、2021年5月のWHO総会において健康危機へのWHOの備えと対応を強化するための作業部会が設置された。同作業部会においては、国際保健規則（IHR）2005の改正及びパンデミックに関する新たな国際文書が検討され、日本は積極的に議論に参加することでWHO改革を支援した。【外務省】</li> <li>○ 感染症の拡大規模や発生国の対応の能力の程度に応じて必要な支援を現場に届けるための方策等について、政府、JICA及び国際機関での検討と調整の結果、新型コロナワクチン接種促進のため、保冷設備などのコールド・チェーンの整備等を行う「ラスト・ワン・マイル支援」を実施した。【外務省】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ イタリア議長下で第3回G20財務大臣・保健大臣合同会合が2021年10月29日に開催され、足元の新型コロナ感染症への対応や、将来のパンデミックへの予防、備え、対応（PPR）等についての具体策を議論し、包括的で強靱な国内保健システムの強化、G20共通理解文書へのコミットメントを含めたUHCの推進にコミットした。更に、将来のパンデミックへのPPRを強化すべく、財務・保健当局の連携強化等を目的とした「G20財務・保健合同タスクフォース」の設立に合意した。本会議の成果はサミットに提出、首脳宣言に盛り込まれた。【財務省】</li> <li>○ 世界銀行の日本信託基金を活用し、インドネシア保健省に対する感染症監視体制の強化に向けた提言など、UHC推進や感染症に対する備えと対応強化に関する支援を実施した。【財務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平時及び危機時におけるグローバル・ヘルス・ガバナンス及びファイナンスの枠組み及び体制整備等について、G20財務・保健合同タスクフォースの議論に積極的に貢献する。【財務省】</li> <li>○ 第3回UHCフォーラムに向けて、開催時期等も含めて準備を進める。【外務省、厚生労働省、財務省】</li> <li>○ 世界銀行の日本信託基金を活用し途上国に対するUHC推進等に関する政策提言等の支援を実施予定。【財務省】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021年5月の第74回WHO総会及び同年11月のWHO特別総会で、将来のパンデミックへの予防、備え、対応等に関する議論に積極的に参加した。新たに設置された健康危機へのWHOの備えと対応を強化するための作業部会では、主要国とともに議論を主導し、パンデミックに関する新たな国際文書の策定のための政府間交渉会議の設立及び国際保健規則の改正に合意した。【厚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ WHOにおける既存の法的枠組である国際保健規則（IHR）の改正及びその履行強化、新たな国際文書の策定の議論を主導し、国際的な公衆衛生危機対策の強化に貢献する。【外務省、厚生労働省】</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(2) WHOの緊急対応基金等及び世界銀行によるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築への貢献</p>	<p>生労働省】</p> <p>○ 感染症危機時のファイナンスメカニズムとして機能するWHOの「緊急対応基金」(CFE)と世界銀行の「パンデミック緊急ファシリティ」(PEF)については、CFEに対する支援を通じ、WHOの緊急対応強化の取組に積極的に貢献するとともに、PEFの立ち上げに際しても、我が国としてふさわしい貢献を行う。また、その際に、それぞれが重複なく相互補完的に機能することが重要であることから、WHOと世界銀行間の調整が円滑に進むよう、関係省庁が連携し様々な機会を捉えて、我が国の考え方を示し、これらの実現に向けて両機関における検討に日本として寄与する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症拡大の要因の1つとされている栄養不良の解決を支援するために、令和3年度第補正予算において、約3億円(約0.03億ドル)を計上した。【厚生労働省】</p> <p>○ 日本は世銀グループと連携して、PEFの事実上の後継スキームである、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金」(HEPRTF)に対して、途上国でのワクチン普及における能力強化やコールド・チェーンを含む医療設備・機材の設備等の支援のため50百万ドルを追加拠出した。加えて、基金運営に参画し、途上国における公衆衛生危機対応の強化等に貢献した。【財務省】</p> <p>○ 引き続き、WHO総会等を通じて、国際社会におけるパンデミック対応の議論を主導していく。【厚生労働省】</p> <p>○ 2022年4月に行われた世銀・IMF合同開発委員会において30万ドルの追加拠出を表明、6月に追加拠出に係る手続きを完了。引き続き、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金」(HEPRTF)の主要ドナーとして積極的に基金運営に参画し、公衆衛生危機対応の強化等に貢献する。【財務省】</p>
<p>(3) 開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットフォーム(仮称)の設置</p>	<p>○ 高度な医療技術を有する日本の医療業界等と我が国政府が官民一体となって、様々な国際的な団体とともに、国際的な感染症対策により一層貢献し、併せて我が国の医療業界等の新たな市場開拓に資する観点から、「開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットフォーム(仮称)」(以下「官民連携プラットフォーム」という。)を設置する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 官民連携プラットフォームは、関係省庁、独立行政法人国際協力機構(JICA)、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)、国内医薬品・医療機器関連団体等を構成員とし、必要に応じ、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)、グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)、Gaviワクチンアライアンス等の参加を求め、開発途上国における感染症を取り巻く保健ニーズ等に関する情報収集を行いつつ、開発途上国に対する治療薬・診断薬・ワクチン及び防護服等の資機材の提供可能性やその効果的かつ継続的な提供方法、資機材の技術的支援を含むデリバリーシステムの在り方、これらの支援に関する現地での関係機関の連携の在り方等について検討・調整を行い、関係機関によるその円滑な実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 2016年4月21日に、関係省庁、JICA、AMED、国内医薬品・医療機器関連団体等から構成される「開発途上国の感染症対策に関する官民連携会議」を設置し、令和元年度までに計6回開催したが、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応を優先し、開催を見送った。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p> <p>※第1回:2016年4月21日、第2回:2016年8月10日、第3回:2017年2月22日、第4回:2017年5月11日、第5回:2018年4月9日、第6回:2019年6月12日</p> <p>○ 「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」で取りまとめられた対応策を推進し、国際的な感染症対策への一層の貢献及び我が国の医療業界等の市場開拓を推進した。研究会で提示された開発途上国への展開の一手段である国際機関による調達について、日本企業を対象に医療保健分野の「国連調達オンラインセミナー」(2022年2月25日)及び主に企業を対象に国際公共調達の仕組みと動向について国内外の事例から学ぶ「国際医療展開セミナー」(2022年2月9日、10日)を開催した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」で取りまとめられた対応策を推進し、国際的な感染症対策への一層の貢献及び我が国の医療業界等の市場開拓を推進していく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>
<p>(4) 開発途上国に対する医薬品の迅速・円滑な供給の促進等</p>	<p>○ 我が国で開発された感染症治療薬等の円滑な供給を目指し、国際薬事規制調和戦略に基づき、日米欧の規制当局が参加する医薬品規制調和国際会議(ICH)で医薬品の規制調和のためのガイドラインを共同で策定し、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】</p>	<p>○ ICHで感染症治療薬を含む新薬の承認審査や安全対策等に関するガイドライン策定を進めるとともに、当該国ガイドラインを踏まえ、アジア諸国等の規制当局担当者向けのトレーニング/セミナーを開催し、諸外国への普及を図った。(令和3年度は特定課題トレーニング等を8件、特定国トレーニング等を10件実施)【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、ICHでガイドラインの策定を進めるとともに、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症に係る革新的医薬品の開発・承認において、先駆け審査指定制度の活用や独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の優先対面助言の対象とすること等により迅速な開発を図るとともに、供給に際しては、供給先国との協定の締結等により、緊急時を含め、当該医薬品の円滑な供給体制を整備する。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 革新的医薬品に対して優先的に対面助言や承認審査を行う先駆け審査指定制度が令和元年度改正薬機法にて法制化され、2021年9月に施行された。令和3年度は新たに2品目を指定した。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、令和元年度改正薬機法を適切に運用する。【厚生労働省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症危機時に緊急に開発が必要となった医薬品について、官民連携プラットフォームの下に設置する「開発促進チーム」（関係省庁、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、当該医薬品メーカー等）において、臨床研究の支援策・供給体制等について、迅速に検討の上、その実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品の緊急な開発が必要となる感染症の流行が起きているか確認するため、開発途上国における感染症の流行状況について、随時、情報収集を行った。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、開発途上国における感染症の流行状況をフォローアップし、医薬品の緊急な開発が必要となった場合には、開発促進チームを活用し、適宜対応を行う。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種感染症対策に係る我が国が有する診断から治療・予防までの一連の製品・技術等について、官民連携プラットフォームでの検討・調整を行いつつ、パッケージ化し、「日本発」の製品の国際展開を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日経・FT感染症会議※（2021年10月）において、民間におけるマラリア排除を目指したパッケージやCOVAXのここまでの評価、COVAXの今後の課題等の議論に参加し、COVAX経由も含めたワクチンの対外供与等、日本のワクチン対策支援等について紹介した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</li> <li>○ 2021年4月、特定非営利組織「マラリア・ノーモア・ジャパン」が主催する世界マラリアの日記念イベントで、パイとマルチ支援を活用し官民連携による我が国のマラリア制圧について報告した。【外務省】</li> </ul> <p>※ 国内外の産官学などのステークホルダーによる国際会議。2014年に「日経アジア感染症会議」として始めて以来、具体的なアクションプランを日経グループのグローバルメディアを通じて国内外に提起。2022年に第11回目を迎える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」で取りまとめられた対応策を推進していく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本年4月に設置されるPMDAの「アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンター」において、アジア規制当局のニーズ等に応じ、我が国の知見及び我が国で開発された感染症治療薬の副作用情報を積極的に情報提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用を支援する。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ PMDAのアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア医薬品・医療機器規制調和グラウンドデザイン（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）等を踏まえ、感染症治療薬を含む医薬品の承認審査・安全対策等のトレーニング/セミナーを提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用推進を支援した。（令和3年度は特定課題トレーニング等を8件、特定国トレーニング等を10件実施）【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、オンライン開催（ウェビナー）等の手法も活用しつつ、トレーニング/セミナーを提供する。【厚生労働省】</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における 取組状況	今後の取組方針	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国で開発された感染症治療薬に関する副作用情報がアジア各国の規制当局により着実に把握・処理できるよう、我が国での安全対策で蓄積された知見（安全対策措置の内容、その根拠となった情報等）に関して、PMDAのホームページにおいて英語での情報提供を実施した。また、規制当局間の直接の情報提供を促進するため、アジア諸国等を中心に、シンポジウムやバイ会合を定期的に開催し、互いの規制・制度に関する理解の醸成や協力関係の構築を進めた。（令和3年度は5か国・地域で実施）【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、PMDAホームページにおいて、感染症治療薬の安全対策に関する英語での情報提供を実施するとともに、アジア諸国等を中心に、シンポジウムやバイ会合を定期的に開催する。【厚生労働省】</li> </ul>	
(5) - 1 グローバルファンドによる三大感染症対策への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2000年の九州・沖縄サミットで日本が提唱し、2002年にエイズ・結核・マラリアの三大感染症対策のための資金支援機関として設立された「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」について、2012年から2016年までの5か年計画で開発途上国における三大感染症から1,000万人を救うことが目標とされている中で、我が国として、第4次増資期間（2014年～2016年）も引き続き支援を推進し、開発途上国における三大感染症の予防・治療・ケアの実現や保健システム強化の促進を遅滞なく進める。【外務省】</li> <li>○ また、次期増資期間（2017年～2019年）については本年第5次増資会合が開催される予定であるところ、昨年12月の第5次増資準備会合における議論等を踏まえ、我が国として適切な支援を行う。【外務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4次増資期間（2014～2016）において8億ドルを拠出（2013年12月表明）し、三大感染症対策を推進した。</li> <li>○ 我が国は、第6次増資期間（2020年～2022年）に対し8.4億ドルの拠出を表明し、令和3年度予算として計200億円を拠出。三大感染症対策及び保健システム強化と併せてコロナ対策を行うことで、途上国におけるUHC達成に貢献した。【外務省】</li> <li>○ 途上国における三大感染症対策及び強靱で持続可能な保健システムの構築に向けて引き続き支援を行っていく。【外務省】</li> </ul>	
(5) - 2 Gavi ワクチンアライアンスによる予防接種活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開発途上国の予防接種率の向上により、子どもたちの命と健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップである「Gavi ワクチンアライアンス」について、その活動により平成32年までに1,200万人以上が救われることを目指すとの目標（平成26年実績710万人）に向け、5価ワクチン（ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎、インフルエンザ菌b型（Hib））、黄熱病、麻しん等のワクチン及び新型ワクチン（肺炎球菌、ロタウイルス）の普及支援や予防接種の普及を効果的に行うための保健システムの強化等を行うため、我が国として支援を推進し、費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的な取組の実施を支援する。【外務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的取組を実施しているGavi ワクチンアライアンスへの拠出を通じて（1）乳幼児死亡率の削減、（2）2000年から2021年の間で9.81億人の子どもに予防接種を行い、1620万人の命を救うことに貢献した。また、2021年6月には「COVAX・ワクチン・サミット」をGaviと共催し、合計約96億ドルの資金確保に貢献したことに加え、令和3年度は、当初及び補正によりGavi ワクチンアライアンスへ外務省及び厚生労働省から722.4億円（約670百万ドル）を拠出し、世界全体における新型コロナワクチンへの公平なアクセスの確保をめざす国際的枠組みであるCOVAXファシリティの事務局としてのGaviの活動も支援した。【外務省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国は、これまでCOVAXに対し、すでに10億ドルの財政貢献を行っており、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、ワクチンを含む医療資源への公平なアクセスを確保し、日本国内への感染症の流入防止に資するべく、Gaviへの支援を行っていく。【外務省、厚生労働省】</li> </ul>
(5) - 3 グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）等を通じた新薬開発等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年11月に外務省、厚生労働省、内資系製薬企業及びゲイツ財団の官民パートナーシップにより設立されたグローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）について、我が国の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、喫緊の課題となっている開発途上国向けの顧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NTDs等の開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等をさらに促進するため、令和3年度当初・補正予算において、外務省・厚生労働省合わせて9.2億円をGHIT Fund等に対する拠出に計上し、令和4年度当初予算においても、外務省が4億円を計上した。また、効果的な医薬品の研究開発支援及び供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2016年に、政府は、GHIT Fund等に対し、平成30年度～令和4年度の期間に1億3,000万ドル（143億円）の資金貢献を行う方針を発表しており、同拠出表明の着実な履行等を通じて、今後も、開発途上国を中心に蔓延する</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針
	<p>みられない熱帯病（NTDs）、結核、マラリア等の医薬品研究開発を官民連携で促進するため、我が国として支援を推進し、開発途上国向けの医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援を行う。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>給準備・供給支援に向けGHIT Fund及び国連開発計画（UNDP）と協議を進めた。これらの官民連携による継続的な支援を通じて、GHIT Fundにより、NTDs、マラリア、結核に対する治療薬、ワクチン、診断薬の研究開発に、25件、総額約19億円の投資を行った。なお、平成30年度から令和3年度末までにGHIT Fund等に対し、139億円（平成29年度補正、平成30年執行分、令和3年度補正分を含む）を拠出している。【外務省、厚生労働省】</p>
	<p>○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が研究管理を行う「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）・アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラム）において、現地ニーズに基づいた治療薬・診断薬・ワクチンの開発等のための国際共同研究を推進する。【外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ SATREPSにおいては、令和3年度新規課題を2件採択し、継続課題11件とともに着実に推進した。2021年11月1日に第6回アフリカ合同シンポジウムを、アフリカにおけるNTDs対策のための国際共同研究プログラムと連携して開催した。【外務省、文部科学省】</p>
<p>（5）－4クラウドファンディングの活用等による国民的支援の推進</p>	<p>○ 感染症に係る国際機関の取組に対して国内のNGO等が共同して国民や企業に対して広く行うクラウドファンディング等による援助や企業が発行するワクチン債等による支援について、官民連携プラットフォームの場も活用し、その活性化を促進する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 引き続き、国際機関やNGO等の取組について、必要に応じてフォローアップを行うこととしており、引き続き、これに取り組んでいる。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>
<p>（5）－5薬剤耐性（AMR）グローバル・アクション・プラン達成に向けたAMR対策支援の推進</p>	<p>○ 昨年5月にWHO総会で採択された「薬剤耐性（AMR）グローバル・アクション・プラン」では、その加盟国が2年以内に国家行動計画を策定し、その履行状況を報告するよう求めている。本年3月に策定する「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、WHO及びOIEがAMRに対する国際的な取組を促進するためのコミットメントの強化を支援するとともに、特にアジアに関して、薬剤耐性に係るサーベイランス、感染予防・管理等に関する国際協力を積極的に推進する。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>○ 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野（普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力）に関する目標を実現するための取組を推進した。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p> <p>※ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針	
<p>(1) 「国際感染症等対応人材登録システム」の創設等</p>	<p>○ 国際的に脅威となる感染症に対する我が国の人的支援を強化するため、感染症が発生・拡大している国へ派遣される国際緊急援助隊・感染症対策チーム(JDR: Japan Disaster Relief Team・Infectious Diseases Response Team)の隊員候補となる人材の登録を推進するとともに、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材(政策人材・技術人材)を育成・確保するため、内閣官房・外務省・文部科学省等の関係省庁の協力も得つつ、厚生労働省等においてその育成強化・情報集約の方策を早急に検討し、早期に取組を開始する。その上で、それぞれの仕組み等について、「国際感染症等対応人材登録システム」として、関係者に登録を勧奨するとともに、情報共有を図りつつ、平成32年度には、500名の登録者数を目指す。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 令和2年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録を達成し、令和3年度においても引き続き関係各省において以下の人材登録に係る取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁・機関、関連学会等を通じてJICAが応募勸奨(感染症に知見のある人材に対して活動概要や登録制度を紹介)を引き続き実施した。【外務省】</li> <li>グローバルヘルス人材戦略センターの人材登録・検索システムに2022年3月時点で721人が登録しており、その中で感染症を興味分野として登録している者が214人となった。また、オンラインで、キャリア・セミナー及び受験対策ワークショップを4回行い、センターで就職活動を支援した13名が国際機関やWHO、グローバルファンドの専門委員会に採用もしくは内部昇進した。【厚生労働省】</li> <li>国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材の情報集約を行った。(国際機関職員等: 272名(2021年12月末現在) 新興・再興感染症研究基盤創生事業の海外研究拠点人材: 15名(令和3年度時点)) ※ 「感染症研究国際展開戦略プログラム(J-GRID)」、「感染症研究革新イニシアティブ(J-PRIDE)」は令和2年度に「新興・再興感染症研究基盤創生事業」へ統合され、同事業の「多分野融合研究領域」、「海外拠点研究領域」等として引き続き取組を進めている。【文部科学省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁・機関、関連学会等を通じて応募勸奨を引き続き実施していく。【外務省】</li> <li>引き続き、グローバルヘルス人材戦略センターの活動支援を始めとした、国際保健人材の育成を行っていく。【厚生労働省】</li> <li>引き続き、新興・再興感染症研究基盤創生事業の関係者に登録を勧奨する。【文部科学省】</li> </ul>
<p>(2) 国際感染症等対応人材の育成</p>	<p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チーム及び厚生労働省等において育成強化・情報集約される人材の育成のため、臨床、疫学、検査・診断、ロジスティクス、マネジメント及び国際保健政策等の分野ごとに求められる適性を明確にしつつ、横断的な視点も含め、関係機関(国立研究開発法人国立国際医療研究センター(NCGM)、国立感染症研究所、JICA等)が連携した効果的な人材育成プログラムを整備し、研修を計画的に実施するとともに、大学における感染症に関する人材育成を推進する。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 令和2年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録を達成し、令和3年度においても引き続き関係各省において以下の人材育成に係る取組を実施した。</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者(令和2年度末の252人から令和3年度末の260人と令和3年度中に8人増加)に対し、JICAが2022年4月の国立国際医療研究センター(NCGM)主催WHO GOARN(Global Outbreak Alert and Response Network) ※派遣帰国報告会オンラインセミナーの開催を周知した。JICAによる導入研修については、新型コロナウイルスの流行により実施を見送ったが、令和4年度導入研修をオンライン形式にて実施予定とし、準備を進めた。【外務省】 ※ WHOやパートナー機関により設立されたエボラ出血熱等の国際感染症の危機発生時に世界屈指の感染症対策チームを迅速に派遣・運営する国際的な枠組み</p> <p>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、個別キャリア相談に加えて令和3年度は、国立感染症研究所感染症危機管理研究センターと国際感染症分野のキャリアアップセミナーを2021年11月12日に共催し、感染症危機管理センターの公募ポストをはじめ、国際機関ポスト、GOARNミッション、国立国際医療研究センター臨床ポスト、感染症研究所疫学公衆衛生枠、厚</p>	<p>○ 令和4年度はオンライン研修を前提とし研修を企画・準備・実施しつつ、より良い研修内容の検討を進めていく。【外務省】</p> <p>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、引き続き個別進路相談やワークショップを積極的に開催していく。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における 取組状況	今後の取組方針
	<p>労省感染症危機管理専門家養成プログラム（IDES）、検疫医療専門職、国立感染症実地疫学専門家養成コース（FETP）等の様々な就職・研修機会を紹介するとともに、この道を切り開いてきた専門家が経験談を共有する場を提供した。【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新興・再興感染症研究基盤創生事業において、アジア・アフリカの海外研究拠点で、国際感染症等対応人材の育成に資する若手研究者等の研修受け入れを実施しているが、前年度に続き令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行による渡航制限等により研修の受け入れが中断している。【文部科学省】</li> <li>平成29年度に作成した「共通カリキュラム」について、関係省庁／機関に周知し、各種研修・プログラムの内容を把握しつつ、フォローアップを行うこととしており、引き続き、これに取り組んでいる。【内閣官房】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、新興・再興感染症研究基盤創生事業におけるアジア・アフリカの海外研究拠点での研究活動等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を図る。【文部科学省】</li> <li>平成29年度に作成した「共通カリキュラム」について、引き続き関係省庁／機関に周知し、各種研修・プログラムの内容を把握しつつ、フォローアップを行う。【内閣官房】</li> </ul>
<p>○ その研修の一環として、厚生労働省の「感染症危機管理専門家養成プログラム」及び国立感染症研究所の「実地疫学専門家養成コース（FETP-J）」による海外派遣機関や国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が研究管理を行う「感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）」のアジア・アフリカ諸国の研究開発拠点の活用等により、海外における実務研修を行う。【文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ IDES養成プログラムを継続し、国際感染症等対応人材の育成に取り組む。令和3年度は、第5期生2名、第6期生1名をIDESとして登録した。第6期生3名がそれぞれ米国保健福祉省（HHS）、欧州疾病予防管理センター（ECDC）と世界保健機関東地中海地域事務局（EMRO）で実務研修を開始した。また、令和3年度はSTOP（Stop Transmission of Polio）VPDs（Vaccine Preventable Disease）プログラム※の募集は行われなかった。【厚生労働省】</p> <p>※ ワクチンで予防可能な疾患における公衆衛生人材育成プログラム</p> <p>○ 国立感染症研究所が実施する実地疫学専門家養成コース（FETP-J）においては、原則として研修期間は2年間として、令和3年度は第23期生として10名を採用した。【厚生労働省】</p> <p>○ 新興・再興感染症研究基盤創生事業において、アジア・アフリカの海外研究拠点で、国際感染症等対応人材の育成に資する若手研究者等の研修受け入れを実施しているが、前年度に続き令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行による渡航制限等により研修の受け入れが中断している。【文部科学省】&lt;再掲&gt;</p> <p>※ 「感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）」、「感染症研究革新イニシアティブ（J-PRIDE）」は令和2年度に「新興・再興感染症研究基盤創生事業」へ統合され、同事業の「多分野融合研究領域」、「海外拠点研究領域」等として引き続き取組を進めている。&lt;再掲&gt;</p>	<p>○ IDES養成プログラムを継続し、国際感染症等対応人材の育成に取り組む。令和4年度は、第6期生3名をIDESとして登録する。第6期生1名、第7期生6名がWHOやCDC等の海外機関で実務研修を開始する。第8期生2名が国内で研修を開始する。STOP VPDs Programに関しては募集が再開されれば参加者の推薦を行う。【厚生労働省】</p> <p>○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、研修期間は2～3年間とし、令和4年度は第24期生として25名を採用する予定である。また、国際緊急援助隊・感染症対策チームにFETP-J研修生を登録していく。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、新興・再興感染症研究基盤創生事業におけるアジア・アフリカの海外研究拠点での研究活動等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を図る。【文部科学省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、感染症対策チーム支援委員会及び作業部会において課題検討を行うとともに、派遣要員登録者に対し、国際緊急援助一般に関する導入研修及び専門分野に応じた機能別研修を順次実施する。【外務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ JICAが主催する感染症対策チーム支援委員会における課題検討を継続して実施した（令和3年度は、2022年3月に支援委員会1回実施）。また、外務省主催で作業部会長・班長・副班長を中心とした専門家とJICAを招集し、今後の派遣を見据えた関係者間の情報共有と相互理解の促進を目的とする「課題検討会」を2回（2021年12月及び2022年3月）開催した。【外務省】</li> <li>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの作業部会（2021年7月に公衆衛生班、2021年11月に診療・感染制御班、2021年11月に疫学班、2022年2月及び3月に導入研修班）会議をJICAが実施した。なお、JICAによる導入研修および機能別研修については、新型コロナウイルス感染症の流行により実施を見送った【外務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、感染症対策チーム課題検討会、支援委員会、作業部会、班別会合等を通じ、体制整備のための検討を実施する。【外務省】</li> <li>○ 令和4年度はオンライン研修の可能性を前提とし導入研修を企画・準備・実施しつつ、より良い研修内容の検討を進めていく。【外務省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症対応の専門的知見を有する自衛隊の医官等の増員及び能力の向上を図るため、研修の拡充や研修終了後の継続的な技能維持方を検討する。【防衛省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症対応能力を有する自衛隊の医官等の育成を継続的に推進した。（令和3年度は新規受講者1名）【防衛省】</li> <li>○ 感染症対応部隊の隊員に係る国立感染症研究所での研修プログラムを継続した。【防衛省】</li> <li>○ 感染症に係る海外研修先（タイ王国における研修）の確保の取組を継続した。【防衛省】</li> <li>○ 引き続き、防衛医科大学校の医学科学生を対象としたエボラ出血熱等に関する授業（個人防護具（PPE）着脱の実習等を含む）や看護学科学生を対象とした感染症看護や国際看護に関する授業を実施した。【防衛省】</li> <li>○ 防衛医科大学校病院において、新型コロナウイルス感染症の実践を通じ、医官教育、専門的知識を持った医師の養成を行った。【防衛省】</li> <li>○ 防衛医科大学校病院の感染制御活動を通じ、感染制御の知識を有す医官の育成を行った。【防衛省】</li> <li>○ 防衛医科大学校の専門研修医官等初動応急対処訓練については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受け中止した。【防衛省】</li> <li>○ 引き続き、各種認定看護師養成の枠組みにおいて感染症を重視した。（令和3年度：感染管理認定看護師1名（仙台病院）を養成、令和4年度に向け感染管理認定看護師教育受講者2名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症対応能力を有する自衛隊の医官等の育成を継続的に推進する。（令和4年度は継続受講者1名）【防衛省】</li> <li>○ 感染症対応部隊の隊員に係る国立感染症研究所での研修プログラムを継続する。【防衛省】</li> <li>○ 感染症に係る海外研修先の確保の取組を継続する。【防衛省】</li> <li>○ 引き続き、防衛医科大学校の医学科学生を対象としたエボラ出血熱等に関する授業（個人防護具（PPE）着脱の実習等を含む）や看護学科学生を対象とした感染症看護や国際看護に関する授業を実施していく。【防衛省】</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症については、実際の臨床例に基づいた具体的な教育を継続し、感染症対策の能力を有す医官の育成を継続するとともに、次の未知なる新型感染症出現時にも対応できる医官の育成を行う。【防衛省】</li> <li>○ 令和4年度においては、防衛医科大学校の専門研修医官等初動応急対処訓練において、専門研修2年目及び3年目（前年度未実施者）の専門研修医官に対し感染症の教育及び対処要領等に関する訓練を実施していく。【防衛省】</li> <li>○ 引き続き、各種認定看護師養成の枠組みにおいて感染症を重視する。【防衛省】</li> </ul>



基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における 取組状況	今後の取組方針
	(中央病院、阪神病院)を選抜【防衛省】	
<p>(3) 国際感染症等対応人材の派遣</p> <p>○ 「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」派遣要員については、「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」の派遣の枠組みにより、感染症の発生・拡大時には速やかに派遣できるよう準備を進める。また、厚生労働省等において育成強化・情報集約の仕組みを早急に検討の上、その実施を図り、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材（政策・技術人材）の派遣を促進する。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、JICAによる導入研修及び機能別研修のほか、感染症の流行を想定したシミュレーション訓練等を実施するとともに、チームが派遣される際の携行資機材を導入し、その保管、維持・管理、見直しを継続的に行うほか、WHOの持つ専門性やネットワークを十分活用することにより感染症に関する情報共有・意見交換を行いつつ、同チームの活動の安全、適切な活動内容の確保を図る。【外務省】</p> <p>○ 「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」への参加隊員が活動中に感染症に罹患した場合に、同人の健康被害を最小化し、その生命の安全を確保するために、本格的なチーム派遣の体制整備の完了の目標時期としている平成28年度第2四半期までに、我が国を含む安全な場所への搬送等のサービスを提供する民間企業との間での契約の締結を目指す。【外務省】</p>	<p>○ 海外における大規模な感染症の流行・拡大時には速やかに国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣できるよう、平時からの外務省、JICA、専門家との意見交換、課題検討の機会として、「課題検討会」を2回（2021年12月及び2022年3月）開催した。加えて、感染症に関する海外安全情報を課題検討会メンバーとメールを通じて共有した。【外務省】</p> <p>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、国立国際医療研究センターの国際感染症センターと連携し、GOARN 研修案内を登録者（約1,500人）に周知した。さらに、感染症分野を含めて、希望の分野・条件に沿った保健関連国際機関（26機関）の空席情報を週1回、マッチングメールを通じて提供した。【厚生労働省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの登録隊員が、WHOの緊急医療チーム（EMT）感染症対策作業部会（HID TWG）に参画し、EMTとして必須となる被災地での診療サイトにおける感染症対策に係る情報共有、意見交換を行った。【外務省】</p> <p>○ 共催国の検討を含め、シミュレーション訓練の実施に向けた調整を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により中断を余儀なくされた。【外務省】</p> <p>○ 感染症対策チームの専門家の助言も踏まえ、JICAが適切な個人防護具（PPE）を購入し、一定数を緊急時の対応に備えて成田倉庫に常時保管している。【外務省】</p> <p>○ WHO傘下のGOARNネットワークに国際緊急援助隊（JDR）事務局がパートナー団体として登録されており、GOARN事務局の依頼に応じ、登録情報（専門分野や人数等）を随時更新している。また、感染症危機に対する国際支援が求められる際にはGOARNからの情報を参考にしつつ派遣の可能性について対応を検討している。【外務省】</p> <p>○ 2016年9月にJICAが民間業者と締結した緊急搬送に係る契約を継続するとともに、隊員の派遣中の安全管理に関し、研修を含め登録隊員へ安全対策について周知している。【外務省】</p>	<p>○ 迅速な支援を実施するため、引き続き関係省庁、感染症専門家と協しつつ課題解決と体制整備に努める。【外務省】</p> <p>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、引き続き国際機関等の情報収集や分析を戦略的に実施し、国際保健政策人材の国際機関等への送り出しを促進する。【厚生労働省】</p> <p>○ オンライン研修の可能性も含め研修を実施しつつ、よりよい研修内容の検討を進めていく。【外務省】</p> <p>○ シミュレーション訓練等については、より効率的な方法を検討し、実施を目指していく。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、国際緊急援助隊・感染症対策チームの活動に資する平素の準備の一環として必要資機材の検討を進めていく。【外務省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの参考とすべく、引き続きWHOやGOARNと連携しながら感染症危機への対応を検討していく。【外務省】</p> <p>○ 当該契約の継続により隊員が罹患した場合に対応できるよう体制を維持するとともに、派遣中の隊員の更なる安全確保や搬送等の迅速化に向けて検討を継続する。【外務省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームが国際緊急援助活動を行うにあたり、民間アセットでは対応が困難な場合で、他の代替手段によることができない場合は、外務省と防衛省が協議し、当該活動を支援するため、厚生労働省、外務省等関係省庁と連携して、必要な人員又は資機材その他の物資の海外の地域への自衛隊による輸送を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係省庁委員を含む、感染症対策チーム支援委員会（2022年3月）の場合で、平時から国際緊急援助隊・感染症対策チームの体制整備の検討状況、他省庁における取組の状況等について随時情報共有し、いざという時に迅速に協議ができるような緊密な連絡体制を維持した。【外務省】</li> <li>○ 国際緊急援助活動において必要となる人員又は資機材その他の物資を自衛隊機で海外地域へ輸送するための態勢を維持・継続した。【防衛省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、関係省庁と協力しながら国際緊急援助隊・感染症対策チームの体制整備・課題解決に取り組んでいく。【外務省】</li> <li>○ 国際緊急援助活動において必要となる人員又は資機材その他の物資を自衛隊機で海外地域へ輸送するための態勢を維持・継続していく。【防衛省】</li> </ul>
(4) 国際感染症等対応人材のキャリアパス支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材（政策・技術人材）について、キャリアパスを支援する観点から、厚生労働省等において、外務省や文部科学省などの関係省庁の協力も得て、派遣先となり得る国際機関や、国内の関係機関のポスト、求められる能力等の情報収集・提供、現状分析を継続的に行うとともに、それらの情報等を活用することにより、当該人材と国内関係機関とのマッチングを図る。【外務省、文部科学省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症分野を含めて、希望の分野・条件に沿った保健関連国際機関の空席情報に関するマッチングメールを発信し、受験希望者に対して、進路指導、カバーレター・履歴書の添削、筆記試験対策、面接対策等を個別及び受験対策ワークショップにて行った。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、引き続き国際機関等からの情報収集や分析を進め、マッチングによるキャリアパス支援に努める。【厚生労働省】</li> </ul>
(1) BSL4施設を有する国立感染症研究所を中心とした危険性の高い病原体等の検査体制の強化及び予防・治療等に係る業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立感染症研究所において、エボラ出血熱等の一類感染症に係る確定検査を行うことを基本として、その検査機能の強化及び予防・治療等に係る業務の推進を図る。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域とのリスクコミュニケーションを丁寧かつ慎重に図りつつ、BSL4施設が安全に運用できるよう村山庁舎全体の安全対策（施設、警備）を強化・維持するとともに、検査診断面において確実な体制を構築した。具体的には、国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、感染性ウイルスを用いた治療・予防法に関する高度な作業を可能とするために感染性ウイルスを用いた精度の高い検査・検出法※の確立及び改良に関する作業を行った。【厚生労働省、警察庁】 ※ 感染性ウイルス粒子、ウイルス遺伝子、タンパク質、抗体を検査・検出</li> <li>○ 国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等の実施のため、海外のBSL4施設との検査・研究における協力関係の構築等により国際連携を推進した。具体的には、国際的脅威となる感染症対策に関する事項について、各国と世界健康安全保障グループラボラトリーネットワーク（GHSAG-LN）を通じて1～3ヶ月に1回程度オンライン会議を行い、コロナウイルスの動向と対策、BSL-4施設の運用、検査法等に関する情報共有、試料等の共有等の項目での連携を図り、新興・再興感染症対応能力の強化を行った。【厚生労働省】</li> <li>○ 国立感染症研究所に設置されているBSL4施設におけるバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化（特定一種病原体講習会や毎月の警備訓練実施）した。【厚生労働省】</li> <li>○ 国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等を実施するため、2022年3月実施のBSL4実験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、地域とのリスクコミュニケーションを丁寧かつ慎重に図りつつ、BSL4施設が安全に運用できるよう村山庁舎全体の安全対策（施設、警備）を強化・維持するとともに、検査診断面において確実な体制を構築する。【厚生労働省、警察庁】</li> <li>○ 引き続き、国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等の実施のため、海外のBSL4施設との検査・研究における協力関係の構築等により国際連携を推進する。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、BSL4施設におけるバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化する。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内においてエボラ出血熱等の一類感染症等が発生した場合に備え、地方衛生研究所・検疫所において検体検査を迅速に行う体制を整備し、一類感染症等に係る全国的な検査体制の強化を図る。検査体制の強化に当たっては、標準作業手順書の作成・周知とそれを基にした研修を行い、また、地域ブロックごとにネットワークを構築しつつ、段階的に公的検査機関の体制強化を図る。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 室利用者講習で検査法の開発状況を共有し、国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等を実施するための人材育成に努めた。【厚生労働省】</li> <li>○ 一種病原体の感染性ウイルスを国立感染症研究所BSL4実験室で用い、令和2年度以降、遺伝子検出法と抗体検出法について整備し、令和3年度に抗原検出法を整備した。【厚生労働省】</li> <li>○ 令和3年は訓練を実施していないが、令和2年度に地方衛生研究所で行った一種病原体の検査法の試行の際に寄せられた質問事項について、令和3年度にそれぞれ回答した。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、FETP-Jの強化や研修会等を計7回行い、また、研修会以外には、COVID-19事例対応として少なくとも63事例（25都道府県）の実地疫学調査を行い、調査や対応を通して、保健所や地方衛生研究所と国立感染症研究所とのネットワーク構築及び疫学調査実施体制強化を図った。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発等を実施するための人材育成に努める。【厚生労働省】</li> <li>○ 必要に応じて、新たな診療ガイドラインを作成する等、検査体制整備を進める。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、国立感染症研究所における訓練を通じて、全国の地方衛生研究所の検査実施体制の維持を図る。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、FETP-Jの強化や研修会等を通じて、全国の保健所や地方衛生研究所と国立感染症研究所とのネットワーク構築及び疫学調査実施体制強化を図る。【厚生労働省】</li> </ul>
(2) 海外における感染症情報の収集・分析・評価・提供の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立感染症研究所の情報収集・分析・評価機能を強化するため、WHO等の国際機関、米国CDCや他国公衆衛生機関、在外公館、国内外のメディア等からの必要な情報を一元的に集約・管理するとともに、判断・処理プログラム等を活用してこれらの情報を迅速かつ的確に分析・評価する体制を整備する。【外務省、厚生労働省】</li> <li>○ 海外において発生した感染症について、発生国内の公衆衛生等に関する情報収集を強化するため、在外公館の医務官の感染症に係る専門的知識の習得を目的とした研修を国立感染症研究所等において開始する。【外務省、厚生労働省】</li> <li>○ 在外邦人に対する感染症危険情報の発出、健康安全講話の実施等によるリスクコミュニケーションが適切に行われるよう、外務省、厚生労働省及び国立感染症研究所の連携体制を整備する。また、健康安全講話については、必要に応じて感染症の流行国・地域に専門医を派遣して実施する。【外務省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在外公館から報告された公電による情報を厚生労働省等関係省庁に速やかに共有した。【外務省】</li> <li>○ 令和3年度はFETP-J初期導入研修の外部受入がなかったため、医務官を研修に参加させることができなかった。【外務省】</li> <li>○ 厚生労働省及び国立感染症研究所と速やかな情報共有が可能な現在の体制を維持し、引き続き連携に努めた。【外務省】</li> <li>○ 令和3年度において、オンライン形式で在外邦人のニーズを捉えた、健康安全講話を計2回（①2021年12月17日 インド 当日参加者118名、見逃し配信視聴者134名 ②2022年2月15日 韓国 当日参加72名、見逃し配信視聴者94名）実施した。【外務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の取組を継続する。【外務省】</li> <li>○ 令和4年度にFETP-J初期導入研修が開催される場合には、医務官を参加させる方向で調整していく。【外務省】</li> <li>○ 現在の取組を継続する。【外務省】</li> <li>○ 令和4年度においても、在外邦人のニーズを捉えた健康安全講話をオンライン形式も含め実施する。【外務省】</li> </ul>
(3) 感染症に係る有識者群の確保及びリスクコミュニケーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エボラ出血熱や今後の国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、それぞれ有識者を選定し、今後、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に専門的な相談が迅速かつ円滑に行える体制を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルスへの対応のため、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」（内閣官房）や「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード」（厚生労働省）等を開催した。国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、国内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も、新型コロナウイルス対策に専門家との連携を密にして取り組むとともに、国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、国内対策や国際的な対応が必要とな</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針
	<p>するとともに、これにより政府におけるリスクコミュニケーションの充実を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>対策や国際的な対応が必要となった場合に関係省庁が連携して専門的な相談が迅速かつ円滑に行えるよう、2022年1月7日に「薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会」（厚生労働省）等を開催し、専門家への相談体制を構築した。【内閣官房、厚生労働省】</p>
<p>(1) 感染症研究拠点の形成</p>	<p>○ 国内の大学等の研究機関における感染症に係る基礎研究能力の向上及び危険性の高い病原体等の取扱いに精通した人材の育成・確保等を図るため、病原体解析、動物実験、治療法・ワクチン開発等の研究開発が可能な最新の設備を備え、安全性の確保に最大限配慮したBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ、必要な支援を行うなど、我が国における感染症研究機能の強化を図る。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>○ このため、本年度内に、関係省庁、関係自治体及び大学等から構成される協議会を内閣官房に設けて、上記のBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成に必要な支援策等について以下の点を含め検討・調整し、推進する。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>① BSL4施設の具体的な活用方策等（感染症に関する病原体や疫学等の基礎研究・人材育成、医薬品創出のための研究開発等、そのためのネットワークや連携・協力の在り方）</p> <p>② BSL4施設の機能及び運営方法等の在り方</p> <p>○ 国立感染症研究所において、BSL4施設等の試験検査、予防及び治療に係る機能を強化するとともに、病原体等に係る管理体制、施設整備・維持管理等に関する研修を実施し、BSL4施設の運営管理等に必要の人材を育成する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 長崎大学のBSL4施設整備については、長崎大学が2017年9月に取りまとめた基本構想に基づき施設設計、建設等を進め、2021年7月に竣工した。関係省庁においては、関係閣僚会議決定等を踏まえ、以下の取組を実施した。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎大学のBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成を支援するため、令和3年度当初予算において約22.8億円を措置し施設竣工した。</li> <li>・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）を1回開催（第10回：2022年3月11日）し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場からチェックした。</li> <li>・長崎大学からの申請に基づき、大学の研究ポテンシャルを活用して研究者が共同で研究を行う体制として、BSL4施設を中核とする長崎大学高度感染症研究センターを、2021年10月、新興感染症制御研究の共同利用・共同研究拠点に文部科学大臣が認定した。</li> </ul> <p>○ 2021年7月に竣工した長崎大学のBSL4施設について、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）を2021年7月14日に開催し、計画の進捗状況や、安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整等を行った。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>○ 国立感染症研究所においては、国内の感染症対策拠点となるべく、感染症の研究発展に必要な設備機器等の整備及び適切な人員の配置を行っている。【厚生労働省】</p>
		<p>○ 高度安全実験施設を中核とした感染症研究拠点の形成に向けては、今後、長崎大学においてBSL4の本格稼働のための各種検証作業や、施設の厚生労働大臣指定に係る手続きを進める必要があることから、関係府省においては、これらの取組をチェックするとともに、必要な支援を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>○ 長崎大学のBSL4施設について、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」を継続的に開催し、計画の進捗状況を把握し、関係省庁間で必要な調整等を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、国立感染症研究所においては、国内の感染症対策拠点となるべく、感染症の研究発展に必要な設備機器等の整備及び適切な人員の配置を行っていく。【厚生労働省】</p> <p>○ なお、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合した感染症等に関する新たな専門家組織の創設については、感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点となるべく2025年以降の創設に向け引き続き調整を行う</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針
		<p>ていく。【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、治療・予防法に関する精度な作業を可能とするために感染性ウイルスを用いた精度の高い検査・検出（感染性ウイルス粒子、ウイルス遺伝子、タンパク質、抗体）法の確立及び改良に関する作業を行った。【厚生労働省】</li> <li>○ 国立感染症研究所BSL4施設稼働に伴うバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化するための特定一種病原体講習会や毎月の警備訓練等を開催し、作業従事者への教育を徹底した。【厚生労働省】</li> <li>○ 上記の活動を基にBSL4施設等の試験検査、予防及び治療等に係る機能の強化等のための特定一種病原体講習会、マンツーマンの実地トレーニング等の人材育成を行った。【厚生労働省】</li> </ul>
<p>(2) 危険性の高い病原体等の感染症関係の研究開発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、一類感染症の病原体等に係る研究開発をはじめ、感染症関係の研究開発を、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による基礎から実用化まで切れ目ない研究支援の下で着実に推進する。これにより、科学的根拠に基づく施策の推進を図るとともに、研究成果を治療薬・診断薬・ワクチンの開発等につなげるほか、国際共同研究等を推進し、大学等研究機関の人材育成を図る。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ AMEDの「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、一類感染症の病原体について、BSL2での実験を可能とする評価系を構築し、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、エボラウイルス、ラッサウイルスによる感染症の治療薬候補化合物を同定した。デング熱ワクチンの開発において課題となる副反応について、原因となる物質活性を測定する、新たな治療法、ワクチン開発に有用な評価系を構築した。ニパウイルス感染症について、発生時に地方衛生研究所で実施可能な迅速・安全な診断法を開発し、診断体制を整備した。【厚生労働省】</li> <li>○ 「新興・再興感染症研究基盤創生事業」においては、アジア・アフリカの海外研究拠点で、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、日本人研究者が渡航できなかった拠点もあったことから、所期の研究目標から遅れがみられた研究分野もあったが、令和2年度に引き続き、疫学研究、予防・診断・治療薬の開発に資する基礎的研究を推進するとともに、海外研究拠点及び病原体ゲノムデータベース等を活用した共同研究を推進した。このほか、感染症学以外の分野を専門とする研究者との連携による多分野融合研究を主に国内において推進した。【文部科学省】</li> <li>○ SATREPSにおいて、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、アジア、アフリカ等の開発途上国との感染症分野等の地球規模課題の解決につながる医療分野の国際共同研究を着実に推進した。また、アフリカ（ザンビア、ガボン、ケニア、スーダン）で実施される感染症研究プロジェクトの研究成果をアフリカ諸国と共有し、その社会実装を進めるため、研究者や連携企業、及び多様なステークホルダー（研究</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、感染性ウイルスを用いた治療・予防法に関する業務を適切に行っていく。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、国立感染症研究所BSL4施設稼働に伴うバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化するための講習会・研修会を開催し、作業従事者への教育を徹底する。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、上記の活動を基にBSL4施設等の試験検査、予防及び治療等に係る機能の強化等のための人材育成を行う。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、国内外の感染症に関する基礎研究及び基盤技術の開発から、診断法・治療法・予防法の開発等の実用化研究まで、感染症対策に資する研究開発を切れ目なく推進するとともに、厚生労働科学研究「新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業」において、感染症に関する危機管理機能の強化に資する研究を推進していく。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、新興・再興感染症研究基盤創生事業において、アジア・アフリカの海外研究拠点で、疫学研究、予防・診断・治療薬の開発に資する基礎的研究を推進するとともに、海外研究拠点及び病原体ゲノムデータベース等を活用した共同研究を推進する。また、感染症学以外の分野を専門とする研究者との連携による多分野融合研究を推進する。さらに、海外拠点群の国際ネットワーク体制の強化や現地情報の収集等についての検討を進める。【文部科学省】</li> <li>○ SATREPSにおいて、アジア、アフリカ等の開発途上国との感染症分野等の地球規模課題の解決につながる医療分野の国際共同研究を推進する。【文部科学省】</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における 取組状況	今後の取組方針
		<p>機関、メーカー、商社、官民ファンド、投資会社、政府機関）を招いたイベント（2021年11月1日 第6回アフリカ合同シンポジウム、2022年3月25日 国連調達の可能性と継続的連携に関する意見交換会）を開催し、次の臨床研究フェーズへの移行や国連調達などへの参加などの社会実装につなげる仕組みの構築に着手した。【文部科学省】</p>
<p>(1) 薬剤耐性（AMR）対策の推進</p>	<p>○ 薬剤耐性（AMR）に関する対策の総合的な推進を図るため、推進チームの下に、昨年12月、「薬剤耐性に関する検討調整会議」を設置・開催した。同会議において、ワンヘルスの視点に基づき、医療、畜水産、食品安全等の分野にわたる横断的な取組の検討を進め、本年3月までに、我が国としての「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定し、薬剤耐性（AMR）対策の強化を図る。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p> <p>○ 国立感染症研究所において、薬剤耐性菌等による院内感染症に関するサーベイランス（JANIS）や病原体解析の体制強化を行うとともに、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）等と連携して、我が国の薬剤耐性菌対策に係る感染症制御機能を包括的に担える体制を構築する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野（普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力）に関する目標を実現するための取組を推進した。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】 ※ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p> <p>○ 我が国の「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」の目標の1つである適切な感染予防・管理の実践を実現するための取組として、JANIS機能を強化（令和元年度に開催したJANIS運営会議決定事項のシステムへの順次実装、入力支援ソフトの改善等）するとともに、Excel化した公開情報のe-Stat（政府統計の総合窓口）への登録を開始した。また、地域連携ネットワーク等を用いて院内感染対策を支援した。NESID登録データを活用したリスクアセスメントを通し、自治体でのAMR対応・院内感染対策を支援した【厚生労働省】</p> <p>○ 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」の目標のうち、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンターにおいて、ポスターやリーフレット等を用いて、一般市民や医療従事者に対する薬剤耐性の普及啓発を行った。また、国立感染症研究所に設置された薬剤耐性研究センターにおいて、動向調査・監視や薬剤耐性菌の研究を実施した。【厚生労働省】</p> <p>○ AMEDにおいては、AMRゲノムデータベースの強化、AMRサーベイランス体制の拡充（JANISとリンクした薬剤耐性菌株収集サーベイランスJARBSIにおける多検体ゲノム解読システムと協力医療機関へのフィードバックシステムの構築、薬剤耐性菌バンクを用いた耐性菌の収集とアカデミア、製薬企業への分譲、JANIS国際展開）等、総合的なAMR対策に資する研究開発の支援を行った。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野に関する目標を実現するための取組を推進する。今後、2022年度未完了を目的に、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」改定に向けた作業を行う。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】 ※ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p> <p>○ JANIS機能の強化、地域連携ネットワーク等を用いた院内感染対策支援を引き続き推進していく。NESID登録データを活用したリスクアセスメントを通し、自治体でのAMR対応・院内感染対策を支援していく【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンターによる臨床疫学事業、情報・教育支援事業を推進し、薬剤耐性研究センターによる薬剤耐性に関する包括的シンクタンク機能を強化していく。薬剤耐性研究センターはWHO AMR CGとして主に東南アジアにおけるAMR対策（JANIS海外展開、WHO三輪車プロジェクトの支援、アウトブレイク対応ガイドブック作成等）を実施していく。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、AMEDにおいて、ゲノム解読に基づくAMRサーベイランス（JARBS）をはじめとするAMRサーベイランス体制の拡充、薬剤耐性菌バンクを中心としたAMRゲノムデータベースの強化等の他、AMRの国内外における動向把握に資する研究、検査・診断法の開発、新規抗菌薬開発等、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づいたAMR対策に資する研究開発を推進する。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針	
(2) - 1 検疫所及び地方自治体の体制・機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検疫所において、諸外国における感染症の発生や訪日外国人旅行者の増加に対応するため、人的体制を整備するとともに、感染症の疑いのある者の待機室（陰圧室）、空調等の設備、発熱者を発見するためのサーモグラフィ等の機器の整備を計画的に進めることにより、必要な検疫機能の強化を図る。また、地方自治体・保健所・地方衛生研究所においても、人材育成等を通じて機能の強化を図る。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検疫体制の強化について下記の取組を実施した。【厚生労働省】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に対応するため、適切な人員配置や関係機関等の支援により体制強化を図った。</li> <li>・訪日外国人旅行者の増加等に対応した検疫体制の強化を図るため、検疫官の増員を行った。（令和3年度：検疫官127人増員）</li> <li>・感染拡大防止のための設備等の整備を進めた。令和3年度：アイソレータ付き車椅子、患者搬送車両等の整備のため必要な予算を確保した（59百万円）。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の流行状況や他の感染症の発生動向を踏まえ、水際対策に必要な物的・人的体制の計画的な整備を引き続き進める。【厚生労働省】</li> </ul>
(2) - 2 感染症指定医療機関の体制・機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内における感染症発生時に適切な対応を行うため、一類及び二類に対する感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行うとともに、第一種感染症指定医療機関が未整備の県の解消を図る。【厚生労働省】</li> <li>○ 特定感染症指定医療機関について、エボラ出血熱の患者に対する海外での医療機関の対応も踏まえ、エボラ出血熱等の重症患者に対する集中治療が行えるよう設備の充実を計画的に進め、その機能の強化を図る。【厚生労働省】</li> <li>○ 特定感染症指定医療機関の一つである国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）について、抗微生物薬の適正使用等医療分野における薬剤耐性（AMR）対策の推進のために必要な体制を整備するとともに、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）等の流行時に国内医療機関等の要請に基づき、当該センターの職員を専門家として派遣する臨床感染症対応派遣サービス（Infectious diseases Response Service（IRS））について、継続的に対応できる体制を整備する。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一種感染症指定医療機関は、平成30年度までに全都道府県に整備済。引き続き、感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を63医療機関に行った。【厚生労働省】</li> <li>○ 特定感染症指定医療機関における集中治療に必要な設備整備に係る補助を1医療機関に行った。【厚生労働省】</li> <li>○ 2021年12月15日にAMR臨床リファレンスセンター情報・教育支援室長が国立保健医療科学院の自治体担当者を対象とした「感染症集団発生対策研修」の講師を務めた。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行う。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、特定感染症指定医療機関における集中治療に必要な設備整備を進める。【厚生労働省】</li> <li>○ 引き続き、薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンターにおいて、医療分野におけるAMR対策の推進のために必要な体制整備を進める。【厚生労働省】</li> </ul>
(2) - 3 自衛隊における感染症対応能力向上のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己完結的な治療の実施及び専門的人材の臨床教育の場として、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院において、早期に第一種感染症指定医療機関の指定を受けることを目指すとともに、防衛医科大学校及び自衛隊中央病院等において感染症事案に対応するための態勢の充実を図る。【防衛省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院における感染症対応能力の維持・向上（新型コロナウイルス感染症患者の受入）に取り組んだ。【防衛省】</li> <li>○ 自衛隊中央病院は2017年4月に、防衛医科大学校病院は2019年3月に、それぞれ第一種感染症指定医療機関の指定を受け、感染症対処能力の向上に努めている。【防衛省】</li> <li>○ 防衛医科大学校病院は新型コロナウイルス感染症の重症例を受け入れ、実践を通じた医官教育を行った。【防衛省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院における感染症対応能力の維持・向上を図る。【防衛省】</li> <li>○ 防衛医科大学校病院は引き続き新型コロナウイルス感染症の診療を通じ、医官の感染症対応能力の維持・向上に努める。【防衛省】</li> <li>○ 防衛医科大学校病院内の感染制御活動を通じ、感染制御領域の専門的人材の育成を図る。【防衛省】</li> </ul>
(1) - 1 WHOのIHRの履	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ WHOの国際保健規則（IHR）の開発途上国による履行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021年5月のWHO総会で設置された健康危機へのWHOの備えと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IHR履行強化につき、引き続きIHR部分改正</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針
<p>行確保・強化、GORANの基盤強化の支援</p>	<p>を支援することは、将来の公衆衛生危機の発生が流行に転じることを防止する観点から必要不可欠であるため、我が国として、引き続き、WHO等への支援の推進を通じて、IHRの開発途上国による履行確保・強化を促す。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、IHRコアキャパシティ確保の支援や現地支援による新型コロナウイルス感染症に関する情報を把握できる体制作りを支援した。引き続き、IHRの履行確保・強化を推進していく。【厚生労働省】</p> <p>○ GOARNIについて、感染症危機の発生時に迅速な対応を行えるよう、WHOにおける「感染症対策事業」への支援の推進を通じて、平時から、その派遣前トレーニングの実施体制や連絡体制を強化する。【厚生労働省】</p>	<p>対応を強化するための作業部会において、IHRの遵守と履行を強化するため、課題の特定、解決策について議論を主導した。作業部会は、同年11月のWHO特別総会に報告書を提出した。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、WHOにおけるIHRの履行確保・強化を推進に協力していく。【厚生労働省】</p> <p>○ 新たに国際感染症危機管理対応人材育成・派遣事業として委託・予算化、引き続き派遣前トレーニングの実施体制や連絡体制の強化を推進していく。【厚生労働省】</p>
<p>(1) - 2 国際通貨基金 (IMF) による大規模災害抑止・救済基金への対応</p>	<p>○ 国際通貨基金 (IMF) は、災害発生から2年以内に返済期限を迎える当該加盟国のIMFに対する債務の支払いに充てるため、IMF「大規模災害防止・救済基金」(CCR基金: The Catastrophe Containment and Relief (CCR) Trust) を通じて即時に無償資金を提供しており、我が国として、当該基金の取組に対する貢献を行う。【財務省】</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた31か国の貧困国・脆弱国に対して、IMFはCCR基金を通じた支援を実施。また、日本は0.5億ドルをCCR基金へ拠出した。【財務省】</p> <p>○ 今後もIMF理事会での議論等を通じて、CCR基金が貧困国・脆弱国の感染症対応を支援するために必要な取組を推進する。【財務省】</p>
<p>(1) - 3 UNDP、UNICEF、UNFPA等実施機関との協力及び政策対話</p>	<p>○ 国連開発計画 (UNDP)、国連児童基金 (UNICEF) 及び国連人口基金 (UNFPA) について、それぞれ日・UNDP戦略対話、日・UNICEF政策協議及び日・UNFPA政策協議等の機会を捉え、保健分野における今後の連携協力を強化するための情報収集や意見交換を行う。【外務省】</p>	<p>○ UNICEFについては2021年10月、UNDPについては同年12月、赤十字国際委員会 (ICRC) については2022年2月に協議を実施し、途上国が抱える保健課題解決に向けた効率的な連携のための議論を行った。【外務省】</p> <p>○ UNFPA、UNICEF、UNDP及びICRCとの協議を継続し途上国が抱える保健課題解決に向け、引き続き、効率的な連携を深める。【外務省】</p>
<p>(2) - 1 開発協力を活用した保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進</p>	<p>○ 開発途上国が抱える課題は多様であり、各国の経済状況や前提となる保健システムの状況も様々である中で、相手国の自助努力を支援し、自立的発展に向けた協力を行うことも重要であることから、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナー (疾患別の取組を行う国際機関を含む。) や民間との連携の可能性にも留意しつつ、迅速かつ柔軟に運用する。【外務省、財務省】</p> <p>○ 各国における保健システム強化策の実施段階に応じ</p>	<p>○ 保健システム強化、UHCの推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力をケニア、ガーナ、セネガルといったUHC推進国を始めとする相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施した。【外務省】</p> <p>○ アジア開発銀行 (ADB) では、ストラテジー2030において「保健」を重点分野の一つに位置付け、アジア・太平洋地域でのUHC達成に向けた我が国との連携の3本柱として、UHCを支える①制度枠組の構築、②人材育成の強化、③インフラの整備を掲げた。我が国は、ADBの日本信託基金への拠出を通じて、この3本柱に基づく技術支援やグラント供与の支援を実施。また、「豊かで強靱なアジア太平洋日本基金」(JFPR)を活用し、アジア・太平洋地域におけるUHCの推進・新型コロナ感染症対策への支援を実施した。【財務省】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、UHC達成支援事業を支援し、日本の経験</p> <p>○ 引き続き、ADBとの連携により、UHCを推進していく。【財務省】</p> <p>○ 引き続き、WHOにおけるUHC達成支援事業に</p>



基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における 取組状況	今後の取組方針
	<p>を踏まえた保健サービスの質の向上に係る知見や技術を提供した。引き続き、UHC達成支援事業を推進していく。【厚生労働省】</p>	<p>協力していく。【厚生労働省】</p>
<p>た分野ごとの専門家を派遣しての直接支援や人材育成を図るとともに、日本の知見の積極的な発信を行う。【厚生労働省】</p> <p>○ グローバルファンドをはじめとした国際機関等や他のドナーとの連携を通じ、開発途上国の保健システム強化を推進する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ UHC2030※においては、意思決定機関であるステアリング委員会に発足以来継続して国際保健政策室長が参加している。また、事務局には日本人職員が所属するなど、日本として、関係各国・機関と協力してUHCの取組に積極的に関与した。【外務省】</p> <p>※ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を含むSDGsの目標3（保健）の達成に向けて2016年に発足した、国家・地域・国際機関・市民社会等を含むマルチステークホルダーのプラットフォーム。</p> <p>○ 保健システム強化については、日本からの働きかけの結果もあり、近年GF（グローバルファンド）でその重要性が再認識されている。次期GF戦略（2023-2028年）においても、我が国が推進するUHC達成や、保健システム強化の必要性が指摘されるなど、我が国の意向を理事会においてもしかるべく主張し、積極的に貢献している。【外務省】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症と合わせて多様な疾患に対応できるUHC体制強化を行うべく、WHO拠出金を通じて途上国への保健システム強化支援、保健分野の人材育成支援を行った。引き続き、UHC達成支援事業を推進していく。【厚生労働省】</p>	<p>○ UHC2030において、関係各国・機関と協力してUHCの取組に積極的に関与する。【外務省】</p> <p>○ GFにおいて、引き続き関係各国等と協力して、保健システム強化、ひいてはUHCの達成に向け、積極的に貢献する。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、WHOにおけるUHC達成支援事業に協力していく。【厚生労働省】</p>
<p>○ 世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みを通じたものを含めIHRの履行に資する支援を行う。また、これまで我が国が支援してきた野口記念医学研究所の体制の整備及び人材の育成等を通じ、開発途上国におけるIHRの徹底を支援する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ IHR履行強化につき、WHO特別総会にて決定されたIHR部分改正の議論に積極的に参加した。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、野口記念医学研究所等を通じたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化イニシアティブ（PREPARE）等感染症対策ネットワーク構築や人材育成を通して、IHRの取組の支援を継続。【外務省】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、新興・再興感染症対策強化事業、緊急対応強化事業、UHC達成支援事業を支援したほか、世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みでAMRアクションパッケージ※の会議に月1回参加し、開発途上国におけるIHRの履行強化に貢献した。【厚生労働省】</p> <p>※ 世界健康安全保障アジェンダ（GHSA：Global Health Security Agenda）において感染症の予防、早期発見、効果的対応を達成するための目標に対して具体的に立てられた11の行動計画の1つ。</p>	<p>○ IHR履行協力について、引き続きIHR部分改正を含め協力を行う。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、野口記念医学研究所を通じたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化イニシアティブ（PREPARE）等感染症対策ネットワーク構築や人材育成を通して、IHRの取組の支援を行う。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、新興・再興感染症対策強化事業、緊急対応強化事業、UHC達成支援事業の推進、GHSAの枠組みを通じて、開発途上国におけるIHRの履行強化に貢献していく。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における 取組状況	今後の取組方針	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本政府と世界銀行とのUHC共同研究の成果を踏まえ、世界銀行の日本信託基金を通じて、世界銀行によるUHCに資する活動への支援を推進する。【財務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世界銀行の日本信託基金を活用し、コンゴ共和国保健省に対する国民健康保険制度の導入に向けた分析結果の提供など、UHCの推進や感染症に対する備えと対応強化のための支援を実施した。【財務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世界銀行の日本信託基金を活用し、途上国に対する、UHC推進や感染症に対する備えと対応強化のための政策提言等の支援を実施予定。【財務省】</li> </ul>
(2) - 2 感染症発生後の緊急支援及び保健システム回復支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症発生時の緊急無償資金協力及び緊急援助物資の供与、国際機関への資金・物資の供与、専門家の派遣等人的支援により、被災国の緊急対応支援、人材育成・医療品供与・保健情報システム構築等を行い、感染症拡大により機能不全に陥った保健システムの回復及び保健システム強化により次の感染症の発生・拡大を防ぐ。【外務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生している主としてアフリカ及び中南米の開発途上国に対するコールド・チェーン機材、医療資機材供与等の緊急無償資金協力を実施した【外務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、海外において大規模な感染症が発生した場合には、事案毎に相手国政府及び国際機関からの要請、被害状況、ニーズ、二国間関係、他国及び国際機関の動向等を総合的に勘案し、国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与を実施する。また、上記に加え、ニーズの緊急性、妥当性を考慮し、他のスキームでの支援が不可能（非代替性）という状況下においては緊急無償資金協力の実施を検討する。【外務省】</li> </ul>
(1) 国立感染症研究所の検査体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立感染症研究所において、BSL4施設の厳格な管理体制を確立し、安全で開かれた透明性のある施設運営を図るために地元自治会、学識経験者、地元自治体・消防、保健所、国立感染症研究所、厚生労働省等から構成される連絡協議会を定期的に開催する等により、積極的な情報開示や地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における検査、治療、予防等に係る業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備する。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立感染症研究所村山庁舎の近隣自治体の代表等が参加する「国立感染症研究所村山庁舎運営連絡協議会」（2021年10月19日、2022年3月29日開催）や村山庁舎自衛消防訓練（2021年11月26日実施）、村山庁舎一般公開（2021年8月10日から20日に実施（オンライン））等※を実施するなど、地元自治体等地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備するとともに、開かれた透明性のある施設運営を実施している。【厚生労働省】</li> </ul> <p>※ その他以下のような取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曝露事故（BSL4実験室）を想定した対応訓練の実施（2021年11月29日）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症及びワクチンについての出張説明会の実施（2021年8月27日、12月10日）</li> <li>・ 近隣小学校への出前事業の実施（2021年12月15日）</li> <li>・ 近隣小学校等の運営連絡協議会への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、地元自治体等地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備していく。【厚生労働省】</li> </ul>
(2) 我が国におけるBSL4施設の在り方の更なる検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国におけるBSL4施設の設置・整備については、「感染症危機管理体制強化プロジェクト」及び「感染症研究体制推進プロジェクト」による推進のほか、地域的なバランス等に配慮した更なるBSL4施設の整備の必要性や各施設の機能分担・連携等について検討を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021年7月に竣工した長崎大学のBSL4施設について、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）を2021年7月14日に開催し、計画の進捗状況や、安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整等を行った。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長崎大学のBSL4施設について、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」を継続的に開催し、計画の進捗状況を把握し、関係省庁間で必要な調整等を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年4月から開設した感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにより、毎年感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識・能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成する。【厚生労働省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IDES養成プログラムを継続し、国際感染症等対応人材の育成に取り組む。第5期生2名は新型コロナウイルス感染症流行の影響で派遣が遅れたが、令和2年度後半よりWHOと英国公衆衛生庁（PHE）での実務研修を開始し、令和3年度にIDESとして登録した。第6期生3名がそれぞれ米国保健福祉省（HHS）と欧州疾病予防管理センター（ECDC）、東地中海地域事務局（EMRO）での実務研修を開始した。第7期生6名が国内で研修を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2015年4月から開設した感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにより、毎年約5名を目安に感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識・能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成する。【厚生労働省】</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針	
	開始した。【厚生労働省】〈一部再掲〉		
	○ 感染症の流行・集団発生時に迅速・的確にその実態把握及び原因究明に当たり、かつ平常時には質の高い感染症サーベイランス体制の維持・改善に貢献できる実地疫学専門家を国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース（FETP-J）において継続的に育成する。【厚生労働省】	○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、令和3年度は第23期生として10名を採用し、第22期生4名が研修を修了した。【厚生労働省】〈一部再掲〉	○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、令和4年度は第24期生として25名を採用する予定である。また、国際緊急援助隊・感染症対策チームにFETP-J研修生を登録していく。【厚生労働省】
(1) 国内の感染症情報の国民への情報提供の推進	○ 国内の感染症情報について、一類感染症等の感染が確認された場合の対応を含め、メディアやソーシャルネットワーキングサービスを活用するなど、情報提供のツールを多様化させるとともに、メールマガジンの対象拡大を行う等により、多様なライフスタイルの国民に対応した効果的な提供を推進する。【厚生労働省】	○ 引き続き、国民への効果的な情報提供を推進するため、メディアやソーシャルネットワーキングサービス等を活用し、感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を積極的に発信するとともに、感染症による健康危機管理事案発生時には、自治体、関係機関・団体等に対して速やかに情報提供を行った。具体的には実施した内容は以下のとおり。【厚生労働省】 ・啓発キャンペーンの企画 ・WEBサイトの改善 ・メールマガジン・SNS等を用いた感染症情報の配信 ・ポスター・リーフレット作成を必要に応じて実施した。	○ 引き続き、国民への効果的な情報提供を推進するため、 ・啓発キャンペーンの企画 ・WEBサイトの改善 ・メールマガジン・SNS等を用いた感染症情報の配信 ・ポスター・リーフレット作成を必要に応じて実施する。【厚生労働省】
(2) 検疫所等関係機関の対処能力の向上及び国内で感染（疑いを含む）が確認された場合の対応の確保	○ 「感染症国内対処能力強化プロジェクト」における「国内関係機関の体制等の強化」に加え、以下により関係機関の対処能力の向上等を図る。 ① 検疫所において、関係機関と連携したエボラ出血熱患者の搬送訓練等の感染症措置訓練、検査に関する最新の知見・検査技術を習得する検査技術研修等を毎年度実施する。【厚生労働省】 ② 国立感染症研究所において、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）の国内症例が複数の自治体で発生した場合等に備え、実地疫学専門家養成コース（FETP-J）を活用し、積極的疫学調査（接触者調査を含む）が適切に実施できるようにする。【厚生労働省】 ③ 地方自治体及び感染症指定医療機関等において、関係機関間で連携したエボラ出血熱等の患者の搬送訓練等感染症発生時等の対応訓練及び研修会等を継続的に実施する。【厚生労働省】 ④ 警察において、関係機関が一体となって行う対策や訓練に積極的に参画するほか、感染防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練や必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に実施する。【警察庁】	○ 検疫所の対処能力の向上について以下の取組を実施した。【厚生労働省】 ・新型コロナウイルス感染症の検疫対応のため対応不可の検疫所を除き、各検疫所において関係機関を含めた実践的な総合訓練を実施した。例えば、東京検疫所については10月15日及び22日に実施した。 ○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいて、令和3年度は、大規模イベント実施に際するエボラ、MERSを含む感染症への対応について、1自治体からの協力依頼を受けて、監視体制を強化するなど疫学調査の実施に備えた。【厚生労働省】 ○ 感染症指定医療機関において、一類感染症等に備えたエボラ出血熱に関するオンライン研修会を2022年2月19日に実施した。【厚生労働省】 ○ 新型コロナウイルス感染症の発生を受け、保健医療体制の強化（新型コロナ病床や診療・検査機関（発熱外来）の確保等）を実施した。【厚生労働省】 ○ 現在の新型コロナウイルス感染拡大下において、都道府県警察に対して、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更の周知や感染症対策の徹底を指示するなど感染拡大防止への取組を実施した。また、都道府県警察においても感染拡大	○ 引き続き、検疫所における検疫感染症措置訓練の実施や、感染症検査技術研修会等の開催を行っていく。【厚生労働省】 ○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、引き続き自治体より実地疫学調査の協力依頼が寄せられた場合は可能な限り対応していく。【厚生労働省】 ○ 引き続き、一類感染症等の臨床的対応についての知見を収集し、研修会等を通じて周知を図る。【厚生労働省】 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や業務継続のための取組を徹底する。また、引き続き、関係機関が一体となって行う対策や訓練に積極的に参画するほか、感染症防護

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における取組状況	今後の取組方針
	<p>防止に向けて、自治体等の関係機関と連携した感染症対策訓練や感染防護資機材の着脱訓練を実施した。【警察庁】</p>	<p>資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練や必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行う。【警察庁】</p>
<p>⑤ 消防庁において、各消防機関に対し、全ての傷病者に対して標準感染予防策を徹底するとともに、感染症が疑われる傷病者に接した場合の消防機関における基本的対応について、周知徹底する。また、感染症患者の移送について、保健所等の体制が十分に整っていない地域における消防機関と保健所等との連携体制の構築に向けた取組を促進する。【消防庁】</p>	<p>○ 消防庁において、各消防機関に対し、全ての傷病者に対して標準感染予防策を徹底するとともに、感染症が疑われる傷病者に接した場合の消防機関における基本的対応について、2020年2月以降、累次の通知等を発出し、また、各種講義等の機会も捉え、周知徹底した。【消防庁】</p> <p>○ 令和2年度「救急業務のあり方に関する検討会」において作成した「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」をもとに、2021年7月に各消防機関を対象とし、「救急隊の感染防止対策研修会」を開催した。【消防庁】</p> <p>○ 「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」について、2022年2月に、引用ガイドラインの変更等を踏まえ、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.1）」に改訂し、消防機関に周知した。【消防庁】</p> <p>○ 2021年8月に各消防機関を対象とし、感染防止衣を含む感染防止対策用資器材の備蓄状況等に関する現況調査を実施した。【消防庁】</p> <p>○ 2021年8月に各消防機関を対象とし、感染症患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力の現況について調査した。【消防庁】</p>	<p>○ 「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.1）」を令和3年度に各消防機関に対し周知したところであり、引き続き対策の助言を行いながら、周知徹底をしていく。【消防庁】</p> <p>○ 感染防止衣を含む感染防止対策用資器材の備蓄状況等に関する現況調査を引き続き実施する。【消防庁】</p> <p>○ 感染症患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力の現況について調査する。【消防庁】</p>
<p>⑥ 国土交通省において、検疫所等が実施する訓練等に参加するとともに、エボラ出血熱の疑い事案も含め国際的に脅威となる感染症が発生した場合には、国民に対する情報提供、検体及び患者の搬送時の所管関係事業者との調整等、必要な協力を行うなど、感染症の発生状況に応じて適切に対応する。【国土交通省】</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の対応として、空港、鉄道駅等におけるマスク着用の徹底、手洗い励行、消毒液の設置、複数人が接する設備・施設の消毒等の衛生対策の徹底、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛等の実施及び職員間のテレワーク・時差出勤の実施について、情報提供を行うとともに実行を促した。</p> <p>また、国外からのウイルスの流入防止に万全を期すため、オミクロン株等の発生を踏まえ、水際対策について、「水際対策強化に係る新たな措置（20）（オミクロン株に対する水際措置の強化）」等に基づき、出入国在留管理庁、検疫所などの関係府省庁や所管業界と連携し対策を講じた。【国土交通省】</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症については、引き続き関係省庁とも連携の上、感染拡大防止に係る国民に対する情報提供等に勤め、国外からのウイルスの流入を防止するため、関係省庁連携の上水際対策を適切に講じる。【国土交通省】</p> <p>○ その他の国際的に脅威となる感染症については、引き続き、関係職員の対処能力保持のため、関係省庁が実施する訓練に参加するなど、基本的な対応の確認を実施する。【国土交通省】</p>
<p>⑦ 環境省において、医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理マニュアルについて、関係団体等と連携して見直しに向けた調査・検討を行うとともに、同マニュアルに基づく感染性廃棄物の処理の徹底を図る。また、現状で把握されている課題等を踏まえた同マニュアルの改訂を平成28年度に行う。【環境省】</p>	<p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大下においても、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な廃棄物処理事業者が、医療機関等から排出される感染性廃棄物やその他の感染症に係る廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう、廃棄物処理に関する知見収集を行うとともに、処理における留意事項等に関する通知を発出した。（2021年4月2日）</p> <p>また、ワクチン接種の廃棄物の適正な処理等を推進するた</p>	<p>○ 新型コロナウイルス等の感染拡大下においても、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な廃棄物処理事業者が、感染症に係る廃棄物等を適正かつ円滑に処理できるよう、必要となる調査・検討を行うとともに、廃棄物処理に関する知見収集等の結果を踏まえ、感染性廃棄物の処理マニュアルの必要な改訂を行</p>

基本計画中の該当項目・本文		令和3年度における 取組状況	今後の取組方針
		め、それらの現場の事故防止及び理解促進に資するチラシの作成等を行った。【環境省】	う。また、改訂内容等の必要な事項の周知徹底を図る。【環境省】
(3) ウイルス性出血熱に対する行政機関等における対応指針の整備	○ 「ウイルス性出血熱の行政対応の手引き」等を作成し、医療関係団体等の協力も得て、行政機関(検疫所、地方自治体・保健所・地方衛生研究所)等におけるより迅速で適切な対応を促す。【厚生労働省】	○ 世界でのウイルス性出血熱の流行状況への注意喚起を含め、行政機関等の関係機関へ「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き(第二版)」の厚生労働省ホームページ内に掲載を行った。【厚生労働省】	○ 手引きの周知に取り組むとともに、必要に応じて、改訂を行っていく。【厚生労働省】
(4) 在外邦人に対する海外で発生している感染症に関する適時適切な情報提供及び注意喚起の徹底	○ 外務省において、海外で発生している感染症に関し、当該感染症の発生状況に応じて海外安全ホームページで危険・広域・スポット情報を発出し、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】	○ 令和3年度に発生したエボラ出血熱、新型コロナウイルス等に対して、速やかに感染症スポット情報を発出。また、これ以外にエボラや新型コロナウイルスに関する感染症危険情報の発出、並びにMERS、ポリオ等に関する感染症広域情報を発出するなど、適時適切な情報提供・注意喚起を在外邦人に行った。【外務省】	○ 現在の取組を継続する。【外務省】
	○ 在外公館において、管轄域内で発生している感染症に関し、当局及び関係機関等から情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、ホームページや領事メール等を通じて在留邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】	○ 在外公館の医務官及び領事担当官が中心となり、現地当局及び関係機関等から管轄域内で発生している感染症等に関し情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、各館ホームページや領事メール等を通じて管轄地に居住している在留邦人に向けて適時適切な情報提供・注意喚起を行った。【外務省】	○ 現在の取組を継続する。【外務省】
	○ 外務省及び厚生労働省は在外公館を通じて入手した情報とIHRの枠組みにより入手した情報を相互に緊密に共有・連携し、それぞれ在外邦人の安全対策及び国内における感染症防止対策に活用する。【外務省、厚生労働省】	○ 在外公館から報告を受けた感染症関連情報について厚生労働省を始めとする関係省庁と共有している。また、厚生労働省から提供があったIHR情報は、関係在外公館と共有するなど、相互に緊密な連絡体制をとっており、在外邦人の安全対策に活用した。【外務省】  ○ IHRを通じて、海外の情報を収集し、綿密な連携を行い、渡航者に関連する公衆衛生情報を国内の感染対策に活用した。【厚生労働省】	○ 現在の取組を継続する。【外務省】  ○ 引き続き、外務省と厚生労働省が連携して、海外で発生している感染症に関する情報共有を行う。【厚生労働省】
(5) 在外邦人感染時の緊急搬送等在外邦人の安全確保のための対策の強化	○ 在外邦人が万一感染した場合に、現地での治療、第三国又は我が国への緊急搬送等の対応に関し、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案して在外邦人が最善の治療を受けられるように、関係省庁の協力の下、在外公館における支援体制を整備する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】	○ 在外公館で感染者の支援にあたる取組を継続するとともに、支援にあたるERT(※海外での緊急事態に対応する「海外緊急展開チーム」)要員の医務官を最大限に活用すべく、指定要員の交代を行った。【外務省】	○ 現在の取組を継続する。【外務省】
	○ 医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案した結果、第三国または我が国への緊急搬送を行うことが最善と判断された場合、民間の関連企業や他国の迅速な協力・支援が得られるように、在外公館を通じて平素より、感染症に対応可能な民間航空会社・危機管理会社や各国の感染症対応に関する情報収集を行い、	○ 友好国のアセット及びチャーター機の利用について、引き続き関係者との協力関係の構築に努めた。【外務省】  ○ 我が国としての体制構築に貢献すべく、各国との情報交換等、協力関係の構築に努めた。【外務省】	○ 現在の取組を継続する。【外務省】  ○ 現在の取組を継続する。【外務省】

基本計画中の該当項目・本文	令和3年度における 取組状況	今後の取組方針
<p>協力関係の構築に努める。また、チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機の活用の検討を含め、あらゆる手段を講じて在外邦人の安全を確保するため、関係省庁の連携及び対応手順等の整備を含めた対策を強化する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続的に最新の医学的動向や輸送手段等に関する情報収集を行った。【内閣官房・外務省・厚生労働省・防衛省】</li> <li>○ 邦人輸送にかかる医療機器及び医薬品を適切に維持・管理を行った。【外務省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続的に最新の医学的動向や輸送手段等に関する情報収集を行い、適宜対策を強化する。【内閣官房・外務省・厚生労働省・防衛省】</li> <li>○ 引き続き、邦人輸送にかかる医療機器等の維持・管理を適切に行う。【外務省】</li> </ul>